

# 知財高裁 令和 7 年(行ケ)第 10052 号 「Value Investing Academy」判決評釈

—オンラインセミナーにおける商標の「使用」認定と実務上の証拠戦略—

Gemini

## I. 序論：本判決の概要と DX 時代の「使用」立証における実務的意義

### A. 事案の概要と審決・判決の分岐点

本件は、商標法 50 条 1 項に基づく商標登録の不使用取消審判（取消 2022-301095 号）において、特許庁が商標登録を取り消す審決を下したのに対し、商標権者である原告（ウェーブリンク株式会社）がその取消しを求めて提訴した審決取消訴訟である<sup>1</sup>。

本件の対象となる登録商標（登録第 6203092 号、以下「本件商標」）は、「Value Investing Academy」の文字を標準文字で表してなり、指定役務を第 41 類「技芸又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供」等とするものである<sup>1</sup>。本件審判請求の登録は令和 5 年 1 月 6 日であり、商標法 50 条 2 項所定の要証期間（「審判の請求の登録前 3 年以内」）は、令和 2 年 1 月 6 日から令和 5 年 1 月 5 日までであった<sup>1</sup>。

特許庁（審決）は、商標権者が提出した証拠（研修室申込書：乙 1、2 等）について、要証期間内に「VIA 復習会」なるものの開催のために研修室を予約したことは窺えるものの、実際に開催したことの客観的証拠はなく、仮に開催したとしても具体的な内容は不明であると指摘した<sup>1</sup>。さらに、審決は、使用されたとされる「VIA 復習会」又は「VIA」という商標は、本件商標「Value Investing Academy」と同一でも、社会通念上同一と認められる商標でもない（商標法 38 条 5 項括弧書<sup>2</sup>）と判断した。その結果、商標権者は要証期間内に本件商標を使用したことを見証したとはいえないとして、商標登録を取り消すとの審決を下した<sup>1</sup>。

これに対し、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）は、本件審決を全面的に取り消した<sup>1</sup>。審決と判決の判断が分かれた最大の分岐点は、商標権者（原告）が審決取消訴訟の段階で新たに提出した証拠、特に\*\*甲 1 号証（オンライン講演の画面キャプチャ）\*\*の証拠価値の評価にある。

## B. 本判決の核心的意義

本判決の核心的意義は、第一に、奇しくも要証期間（令和 2 年 1 月～）とほぼ重なる、新型コロナウイルス感染症のパンデミック以降に急速に普及したオンラインセミナーという、比較的新しい役務の提供形態において、商標法 50 条の「使用」の立証が真正面から問われ、その具体的な証拠のあり方が示された点にある。

第二に、特許庁の審決が、「VIA」という略称の使用（乙号証）の立証が不十分であること、そしてその略称が本件商標と社会通念上同一ではないこと<sup>1</sup>を中心に判断したのに対し、知財高裁は、それとは別個の証拠（甲号証）に基づき、要証期間中の\*\*たった 1 日（令和 2 年 6 月 22 日）\*\*における、登録商標と同一の商標の、\*指定役務（セミナー）\*における、出所表示様式での使用を認定した点である<sup>1</sup>。

商標法 50 条は、「継続して 3 年以上」使用していないことを要件としており<sup>2</sup>、その反証としては、要証期間中に一回でも真正な使用の事実が立証されれば足りる。本判決は、審判段階での立証（乙号証）が不十分であったとしても、審決取消訴訟段階で新たな証拠（甲号証）を提出することにより、審決を覆し得ること<sup>4</sup>、そしてその新証拠（甲 1）がオンライン役務の「使用」を証明する上でいかに強力なものであったかを示す、実務上極めて重要な指針を提供するものである。

## II. 「Value Investing Academy」事件判決の詳細分析： 裁判所は甲 1 号証を如何に評価したか

本判決において、知財高裁は審決の判断を覆すに足る「使用」の事実を認定した。その認定の根拠は、原告が訴訟段階で提出した甲 1 号証から甲 3 号証までの証拠（特に甲 1 号証）に集約される。

## A. 裁判所が認定した「使用」の事実（甲1号証の分析）

裁判所は、証拠（甲1から3まで、乙1から6まで）及び弁論の全趣旨に基づき、以下の事実を詳細に認定した<sup>1</sup>。

1. 役務の提供日：令和2年6月22日。これは要証期間（令和2年1月6日～令和5年1月5日）内に明確に含まれる。
2. 提供された役務：「VIA フォローアップ」「VIA 復習会」に係るオンライン講演の実施。  
裁判所は、この講演が本件商標の指定役務である「セミナーの企画・運営又は開催」に該当することを認定した<sup>1</sup>。
3. 使用の証拠（甲1号証）：甲1号証は、当該オンライン講演の様子を伝える配信画面そのものであった。
4. 商標の使用態様（画面レイアウトの認定）：裁判所は、甲1号証に表示された画面のレイアウトを極めて具体的に認定した。
  - 画面右上に、講演者である原告代表者の画像、および\*\*開催者である原告の会社名（WAVELINK \*\*が表示されている。
  - 画面中央に、講演資料が表示されている。
  - そして、その資料には、「【VIA フォローアップ】 R2 6月 22 日」との表題・日付のほか、本件商標である\*\*「Value Investing Academy」の表記が、「商標登録番号」と共に\*\*表示されていた<sup>1</sup>。

この認定に基づき、裁判所は、「原告は、少なくとも、...要証期間中の令和2年6月22日に、指定役務である『セミナーの企画・運営又は開催』に該当する上記講演において、本件商標を資料に表示するなどして使用したものと認められる」と結論付けた<sup>1</sup>。

## B. 「出所表示機能」の充足性の認定

商標法50条にいう「登録商標の使用」とは、単に商標が何らかの形で表示されていれば足りるものではなく、「当該登録商標が商品又は役務の出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されること」を要する<sup>1</sup>。本件では、この出所表示機能の認定が最大の争点であった。

裁判所は、上記A.で認定した使用態様を踏まえ、「本件商標は、同日の講演の主催者を表示する態様で使用されたものといえる」と明確に判断した<sup>1</sup>。これにより、当該表示が「役務の出所を表示し、自他役務を識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様」<sup>1</sup>であったと認定した。

この認定に対し、被告（審判請求人）は、甲1号証について「不可解なレイアウト」であり、日付（「R2 6月22日」）も配布日の日付として客観的に立証されていない、などと反論していた<sup>1</sup>。

しかし、裁判所はこ

の反論を「採用することはできない」として一蹴した<sup>1</sup>。その理由として、甲1号証の画面には「講演者である原告の画像及び開催者である原告の会社名が表示されるとともに、講演資料が示されている」ことを挙げ、その全体的な構成からみて「日付を含め、レイアウト及び内容において、必ずしも不可解ということはできない」と判示した<sup>1</sup>。

この裁判所の判断には、いくつかの重要な示唆が含まれている。

第一に、オンラインセミナーの「配信画面」が、役務提供の「現場」として明確に認識された点である。物理的な教室や会場で配布される資料と同様に、オンラインの配信画面（およびそこで共有される電子資料）も、商標法2条3項各号<sup>5</sup>に準ずる「使用」の媒体として、その証拠価値が全面的に肯定された。

第二に、「商標登録番号」の併記が持つ決定的な証拠価値である。被告は甲1号証を「不可解」としか攻撃できなかったが、原告が本件商標「Value Investing Academy」を、単なる講演のタイトルやテーマとしてではなく、「商標登録番号とともに」表示していた<sup>1</sup>事実は、商標権者（原告）が当該表示を「自社の登録商標（=出所表示）である」と明確に意図して使用していたことを客観的に裏付ける、極めて強力な証拠となった。この表示があったからこそ、裁判所は「主催者を表示する態様」<sup>1</sup>で使用されたと、ためらうことなく認定できたものと解される。

第三に、審決が論点とした「VIA」と「Value Investing Academy」の社会通念上の同一性<sup>1</sup>という争点に対し、裁判所は一切判断を示していない。これは、甲1号証という、登録商標と完全に同一の商標の使用証拠が1点でも明確に立証された以上、もはや略称（VIA）の同一性（商標法38条5項<sup>3</sup>）を検討する実益がなくなったためである。これは、審判段階での立証の不備を、訴訟段階でより強力かつ直接的な証拠（甲1）を提出して補った、原告（商標権者）側の訴訟戦略の勝利であったといえる。

### III. 関連判例との比較分析：役務商標の「使用」認定の現在地

本判決の意義をより深く理解するため、近時の不使用取消審判に関連する他の重要判例（特に使用が否定された事例）と比較検討する。

## A. 比較対象 1：表示態様と出所表示機能 — 「知本主義」事件

「知本主義」事件（知財高裁 令和 4 年 2 月 9 日判決、令和 3 年(行ケ)第 10076 号）<sup>6</sup>は、指定商品「書籍」等に係る登録商標「知本主義」の不使用取消審判（審決取消）訴訟である。

この事件では、商標権者は、書籍の表紙において、大きく表示された書名（題号）とは別に、その上部にやや小さく「知本主義」と表示したことをもって「使用」であると主張した。しかし、裁判所は、この表示は書籍の題号（主たる出所表示）とは別に、その書籍の内容が「知本主義」という概念に関するものであることを示す説明的な表示（サブタイトル的な表示）に過ぎず、出所（自他商品識別機能）を表示する態様での「使用」には当たらないと判断し、商標権者の請求を棄却した<sup>1</sup>。

本件（Value Investing Academy）と「知本主義」事件は、いずれも表示された文字列が「使用」に当たるかが争われた点で共通する。しかし、結論は正反対となった。この分岐は、前述のⅡ.B.で分析した点、すなわち、本件の甲 1 号証では、① \*\*役務の提供者（会社名：WAVELINK）\*\*が同一画面内に別途明示されていたこと、および、② 「商標登録番号」が併記されていたこと<sup>1</sup>に起因する。

「知本主義」事件では、その表示が説明的なものか、出所表示か、の解釈が争点となった。一方、本件では、「商標登録番号」を併記するという商標権者の明確な意思表示により、その表示が単なるセミナーのテーマ（説明的表示）ではなく、出所表示として意図された商標であることが客観的に証明され、説明的表示であるとの疑義を差し挟む余地をなくした。

## B. 比較対象 2：指定役務の厳格解釈 — 「オルネルマルシェ」事件

「オルネルマルシェ」事件（知財高裁 令和 6 年 12 月 19 日判決、令和 6 年(行ケ)第 10054 号）<sup>7</sup>は、指定役務「衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（いわゆる総合スーパーや GMS、百貨店に相当）に係る不使用取消審判（審決取消）訴訟である。

この事件では、商標権者は、実際の店舗（ライフスタイルショップ）において、衣料品や生活用品は相当規模で扱っていたものの、飲食料品の取扱いがごく小規模であった。裁判所は、指定役務の文言（特に「各種商品を一括して取り扱う」）を厳格に解釈し、これは衣料品・飲食料品・生活用品の各商品を一事業所において、それぞれ相当程度の規模で継続的に取り扱って

いる場合（典型的には百貨店や総合スーパー）を指すと解するのが相当であるとした。その上で、原告の店舗は飲食料品の取扱いが小規模であり、指定役務の「中核的性質」を満たしていないとして、商標の「使用」を認めなかつた<sup>7</sup>。

「オルネルマルシェ」事件は、商標の表示態様（出所表示機能）ではなく、提供されている役務の内容が、指定役務の文言（特にその中核的性質）と一致しないとして「使用」が否定された事例である。

これに対し、本件（Value Investing Academy）では、原告が甲1号証で立証した「オンライン講演」が、指定役務である「セミナーの企画・運営又は開催」<sup>1</sup>に該当すること自体は、ほぼ争いがなく、裁判所もこれをストレートに認定している。

この2つの判決は、商標法50条の「使用」の立証が、①「使用商標」が出所表示態様で使用されているか（「知本主義」事件で問われた論点）、かつ、②「使用役務」が指定役務の範囲・中核的性質と一致しているか（「オルネルマルシェ」事件で問われた論点）、という二重のハードルを越えなければならないことを示している。本件（Value Investing Academy）は、特にオンライン役務という現代的な分野において、①のハードルをクリアするための模範的な立証方法を示した事例として位置づけられる。

### C. 比較対象3：役務の「広告」における使用—「JAMJAM」事件

役務商標の使用に関連して、「JAMJAM」事件（名古屋地裁）<sup>8</sup>では、ホームページ上で「JAMJAM」の標章を使用し、広告業務や求人情報提供を行っていた事案が参考となる。被告は、これは単にホームページ全体の愛称（パブリッシャー）として使用したにすぎず、指定役務（広告業）の「使用」には当たらないと反論した。

しかし、裁判所は、インターネットは出版や放送と同視されるものであり、反復継続して自己的媒体（ホームページ）を提供し、これに広告を掲載している場合には、それは指定役務である第35類「広告」役務を行っていることに他ならないと判断した<sup>8</sup>。

「JAMJAM」事件は、役務の「広告」（商標法2条3項3号等）における使用を認定したものである。これに対し、本件（Value Investing Academy）は、セミナーの告知ページ（広告）ではなく、役務の「提供の過程」そのもの（オンライン講演の配信画面）における使用が認定された点<sup>1</sup>に、より強い特徴がある。これは、商標法2条3項8号（電子情報処理組織の画面上での使用）や、同項6号の「役務の提供に係る物」（オンライン資料）に商標を付す行為<sup>5</sup>の電子的応用として、役務の提供と不可分一体の使用態様を明確に認定したものとして、実務上の価値が極めて高い。

(参考) 不使用取消審判における「役務商標の使用」に関する主要判例比較表

判例名（事件）	事件番号	争点となつた指定役務	問題となつた使用態様	裁判所の判断	本件 (Value Investing Academy)との比較 ポイント
Value Investing Academy	知財高裁 R7(行 ケ)10052 <sup>1</sup>	41類セミナーの企画・運営	オンライン講演の配信画面の資料（甲1）に、商標と登録番号を表示。	使用認定(O)	【成功例】オンライン役務の提供画面における「会社名+商標+登録番号」の表示が、出所表示として認定された。
知本主義	知財高裁 R4(行 ケ)10076 <sup>6</sup>	16類書籍等	書籍の表紙における、題号（メインタイトル）とは別のサブタイトル的な表示。	使用否定(x)	【対比：表示態様】商標が、役務の「内容」を示す説明的表示（サブタイトル）とみなされ、出所表示と認められなかつ

					た。本件は「登録番号」の併記でこれを回避した。
オルネルマ ルシェ	知財高裁 R6(行 ヶ)10054 <sup>7</sup>	35類 各種商品を「一括して取り扱う」小売(総合スーパー)	ライフスタイルショップでの小売。飲食料品の取扱いが小規模であった。	使用否定 (✗)	【対比：役務内容】使用商標の表示態様は問題なかったが、実際の役務が指定役務の「中核的性質」(一括して取り扱う)を満たしていないとされ、使用が否定された。
JAMJAM	名古屋地裁 <sup>8</sup>	35類 広告業	ホームページ上の標章使用。被告は「ホームページの愛称」と反論。	使用認定 (○)	【参考：広告使用】役務の「広告」における使用認定。本件は「役務提供の過程」そのものでの使用認定であり、より直接的な使用の証拠である。

## IV. 実務への指針：弁護士・弁理士のための戦略的提言

本判決は、商標権者側・請求人側双方の知財実務家に対し、特にオンラインサービスにおける商標法 50 条の攻防において、多くの実践的な示唆を与えるものである。

### A. 商標権者（クライアント）側へのアドバイザリー

本判決（甲 1 号証）の最大の教訓は、オンラインサービスにおける「使用」の証拠が、意図的に、かつ、戦略的に構築（創出）され、保全され得るという点にある<sup>1</sup>。我々専門家は、クライアントに対し、平時から以下の措置を講じるよう強く助言すべきである。

#### 1. 証拠の「戦略的創出」：オンラインサービスにおける「使用」の意図的構築

オンラインセミナー、SaaS（Software as a Service）のダッシュボード、コンサルティングの Web 会議など、無形の役務提供においては、「使用」の証拠が残りにくい。本件の甲 1 号証<sup>1</sup> は、この問題を解決するための完璧な「お手本」である。

- (a) 「商標+登録番号」の明記  
クライアントが提供するサービス画面（Zoom や Teams の共有スライド、Web アプリのフッター、SaaS のログイン後画面）や、そこで使用する資料（本件の講演資料）、ダウンロード可能な電子出版物（PDF）には、必ず、登録商標（略称ではなくフルネーム）と、「®」マークまたは\*\* 「商標登録第 XXXXXXXX 号」を併記\*\* するよう指導する。これが「知本主義」事件 6 のように説明的使用と認定されるリスクを排除する、最も簡単かつ強力な手段である。
- (b) 「提供者名」との併存  
甲 1 号証の「WAVELINK」<sup>1</sup> のように、サービス提供者の「会社名」や「屋号」と、上記 (a) の商標が、同一画面内または近接した場所に同時に認識できるように配置する。この「会社名（出所）+商標」という組み合わせが、「主催者を表示する態様」<sup>1</sup> であることを視覚的に補強する。
- (c) 「日付」の客観化  
本件では日付（R2 6 月 22 日）が争点の一つとなつた<sup>1</sup>。単に資料に日付を記載するだけ

でなく、セミナー録画の冒頭で日付を読み上げる、申込システム（乙1,2）の客観的な記録と紐づける、決済記録と照合するなど、その日時に当該役務が提供されたことを客観的に担保する措置を講じる。

## 2. 証拠の「戦略的保全」：デジタル証拠の証拠能力担保

「創出」した証拠は、訴訟で「使用」できなければ意味がない。本件で被告が「不可解なレイアウト」と主張したように<sup>1</sup>、単なるスクリーンショット（画像ファイル）は、日付や内容の改変（改ざん）を疑われるリスクが常につきまとう。

- (a) タイムスタンプの活用

サービス提供画面のスクリーンショット、録画データ、配布資料（PDF）など、使用証拠となり得る電子データ（甲1の元データ）には、認定タイムスタンプを付与し、その日時における「存在証明」と「非改ざん証明」を確保することを強く推奨する<sup>9</sup>。

- (b) 第三者による記録（客観的裏付け）

甲1号証（画面）という「主観的」証拠だけでなく、本件で原告が合わせて提出した甲2、3（受講者署名）や乙1、2（研修室申込書）<sup>1</sup>のように、第三者（顧客）とのやり取りをセットで保存する。顧客からの申込メール、受講者名簿、セミナー申込フォーム、受講料の領収書や決済記録など、当該日時にセミナーが客観的に開催され、需要者に提供されたことを裏付ける証拠群（証拠のトライアンギュレーション）を構築することが極めて重要である。

## B. 審判請求人（チャレンジャー）側の戦略

本判決は、商標権者が要証期間中のたった1回のオンラインセミナーの1画面（甲1）を提出するだけで、取消を免れ得ることを示した<sup>1</sup>。これにより、請求人側がオンライン上の「不使用」を立証（実際には、相手方の使用の反証を弾劾）するハードルは上がったといえる。

## 1. オンライン上の「不使用」調査の困難化と対応

物理的な店舗の不存在を証明する（例えば、登記簿謄本と現地写真で足りる）よりも、オンラインサービスが「使用されていない」ことを外部から証明するのは格段に難しい。

- (a) 「駆け込み使用」の主張（商標法 50 条 3 項）  
まず検討すべきは、商標権者が提出した証拠（甲 1）が、審判請求の登録（本件では R5 年 1 月 6 日）を知った後の「駆け込み使用」<sup>10</sup> に該当しないかである。本件の甲 1 の日付（R2 年 6 月 22 日）は要証期間の初期であり、駆け込み使用には全く該当しない<sup>11</sup>。しかし、もし証拠の日付が審判請求登録の直前 3 ヶ月以内であれば、この主張が有力な反論となり得る。
- (b) 証拠（甲 1）の信憑性への客観的攻撃  
本件の被告は「不可解なレイアウト」という主観的な攻撃に終始し、裁判所に一蹴された<sup>12</sup>。単なる主観的評価ではなく、例えば「原告が R2 年 6 月 22 日に開催したとされる講演は、原告自身のブログ（別証拠）によれば『ABC セミナー』という名称であり、甲 1 に示された『Value Investing Academy』の表示は、本件訴訟のために後から作成されたものではないか」といった、客観的な反証（矛盾する証拠）を提示し、証拠の真正性そのものを弾劾する必要がある。

## 2. 「役務の範囲」を攻める視点（部分取消の追及）

本件商標の指定役務には「セミナーの企画・運営」のほか、「電子出版物の提供」「書籍の制作」「放送番組の制作」なども含まれていた<sup>13</sup>。本件判決は、甲 1 号証をもって「セミナーの企画・運営」について使用を認定したに過ぎない。

請求人としては、「オルネルマルシェ」事件<sup>7</sup>の戦略に倣い、商標権者が提出した使用証拠（甲 1：オンライン講演）が、他の指定役務（例：「書籍の制作」や「放送番組の制作」）に該当しないことを厳格に追及し、それらの役務については登録を取り消すべきである、という部分的な取消しを求める戦略は依然として極めて有効である。

## C. 訴訟・審判における立証活動（双方共通）

商標法 50 条の立証責任は、法律上、商標権者側にある<sup>10</sup>。しかし、本判決<sup>1</sup>が示すとおり、その立証は要証期間（3 年間）を通じた継続的使用を要求するものではなく、「一回」の真正な使用の証明で足りる。この「一回」の攻防が、不使用取消審判の核心である。

- 商標権者側は、100 の弱い証拠（例：「VIA 復習会」の申込書）を並べるよりも、1 の完璧な証拠（例：甲 1 号証）を、本稿で述べた A. 1. 2. の手法に沿って、平時から準備することに全力を注ぐべきである。
- 請求人側は、相手方から提出されたその「一回」の証拠（甲 1）が、本当に出所表示とし

ての使用か（「知本主義」<sup>6)</sup>、本当に指定役務の範囲内か（「オルネルマルシェ」<sup>7)</sup>、本当に真正な証拠か（「駆け込み使用」<sup>10)</sup>を、ピンポイントで法的に弾劾する、精密な分析と準備書面が求められる。

## V. 結論：本判決が知財実務に与える長期的影響

### A. デジタル証拠のスタンダードの確立

本判決<sup>1</sup>は、オンラインサービスにおける「使用」の立証において、デジタル証拠（配信画面）が決定的な役割を果たすことを公認した。

特に、\*\*「会社名（提供者）+商標+登録番号」という3点の組み合わせが、役務の出所表示機能を認定する上での、一種の「黄金律（Gold Standard）」\*\*となり得ることを実務的に示した。今後は、商標権者がこの「黄金律」に沿った証拠（甲1のような画面）を意図的に作成・保全（タイムスタンプ活用<sup>9)</sup>する動きが加速し、不使用取消審判における証拠の質が全体的に向上することが予想される。

### B. 商標法50条実務の変容

本判決は、商標権者にとって、特にオンラインサービス（第41類、第35類、第36類、第42類など）において、権利維持のハードルを（立証方法の明確化という意味で）下げたといえる。裏を返せば、請求人にとっては、オンライン上の「不使用」の調査・立証が一層困難になることを意味する。

我々、弁護士・弁理士の助言も変容すべきである。今後は、権利行使の前提としてだけでなく、平時から行うべき権利維持コンプライアンス業務として、例えば「3年に一度、全登録商標について『黄金律』に沿った使用証拠を作成し、タイムスタンプを付して保存する」といった具体的な「証拠作成（Use Proving Practice）」の指導が、クライアントサービスの中核の一つとなるべきである。

## C. 総括

「Value Investing Academy」事件判決は、審決が乙号証の形式的評価に留まり「VIA」という略称の同一性判断に引きずられたのに対し、知財高裁が、訴訟で提出された甲1号証という実質的かつ強力なデジタル証拠の価値を的確に評価し、オンライン時代の「使用」のあり方について明確な司法判断を示した好例である。

我々、知財専門家は、本判決が示した「オンライン業務における使用の立証方法」という新たなスタンダードを深く理解し、クライアント（商標権者・請求人）に対し、より高次な戦略的助言を提供していく責務がある。

## 引用文献

1. hanrei-pdf-94891.pdf
2. 商標の不使用取消審判（商標法第50条の条文解説） - 小山特許事務所, 11月7, 2025にアクセス、[https://www.koyamatpat.jp/2022/06/05/shohyo\\_50/](https://www.koyamatpat.jp/2022/06/05/shohyo_50/)
3. 登録商標、どこまで変形して使っていい？ - きのか特許事務所 - 中小企業・スタートアップのための弁理士, 11月7, 2025にアクセス、[https://www.kinokapat.jp/blog\\_-trademark-002/](https://www.kinokapat.jp/blog_-trademark-002/)
4. 商標登録の不使用取消審決取消訴訟における使用の事実を示す新主張の可否, 11月7, 2025にアクセス、<https://lex.juris.hokudai.ac.jp/coe/articles/tamura/casenote98a.pdf>
5. 商標の使用とは・具体例 - 小山特許事務所, 11月7, 2025にアクセス、[https://www.koyamatpat.jp/2021/08/29/syouhyou\\_shiyou/](https://www.koyamatpat.jp/2021/08/29/syouhyou_shiyou/)
6. 2023-12-19不使用取消審判と商標としての使用 - 弁護士法人クラフトマン, 11月7, 2025にアクセス、<https://www.ishioroshi.com/biz/mailmag/topic/topic20231219/>
7. 工藤莞司の注目裁判：不使用取消審判で使用商標の役務が争われた事例 - TMfesta.com, 11月7, 2025にアクセス、<https://tmfesta.com/2025/02/%E5%B7%A5%E8%97%A4%E8%8E%9E%E5%8F%8E%E3%81%AE%E6%B3%A8%E7%9B%AE%E8%A3%81%E5%88%A4%EF%BC%9A%E4%B8%8D%E4%BD%BF%E7%94%A8%E5%8F%96%E6%B6%88%E5%AF%A9%E5%88%A4%E3%81%A7%E4%BD%BF%E7%94%A8%E5%95%86%E6%A8%99/>
8. 商標権侵害「JAMJAM」事件(名古屋地裁判決)の考察, 11月7, 2025にアクセス、[https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent\\_library/patent-lib/200302/jpaapatent200302\\_047\\_054.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent_library/patent-lib/200302/jpaapatent200302_047_054.pdf)
9. 消される前に、残す。Web上の商標侵害に“証拠力”を持たせるタイムスタンプ活用法とは? - note, 11月7, 2025にアクセス、[https://note.com/stii\\_timestamp/n/nf999cfa897f8](https://note.com/stii_timestamp/n/nf999cfa897f8)
10. 6.2商標不使用取消審判の解説 - 弁護士法人クラフトマン, 11月7, 2025にアクセス

ス、[https://www.ishioroshi.com/biz/kaisetu/shouhyou/index/tetuduki\\_unused/](https://www.ishioroshi.com/biz/kaisetu/shouhyou/index/tetuduki_unused/)